

デジタルアーカイブ推進に関する検討会 (第3回)

日時：令和6年10月18日（金）14時00分～15時00分

場所：オンライン

- 議事：
- (1) ジャパンサーチの連携方針の策定について
 - (2) デジタルアーカイブの構築のための窓口の創設について
 - (3) その他
 - ・ジャパンサーチ・アクションプランのアンケート結果について
 - ・デジタルアーカイブフェス2024及びデジタルアーカイブジャパン・アワード2024のご報告
 - ・次期デジタルアーカイブ推進の方向性について

一、開会

○事務局 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリーンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

次に、配付資料の確認をいたします。

本編資料としまして、資料1「ジャパンサーチの連携方針（案）」。

資料2「デジタルアーカイブの構築・連携のための窓口（案）」。

資料3「ジャパンサーチ・アクションプランに係る取組状況の確認・共有及びジャパンサーチ改善のための連携機関向けアンケート集約」を配付しております。

また、本日の出席状況につきましては、資料と一緒にお送りさせていただきましたが、急遽、神保先生が御出席となりました点、申し伝えさせていただきます。

それでは、当検討会の座長につきましては、国立情報学研究所の高野明彦名誉教授にお願いをしておりますので、ここからの議事進行を高野座長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

一、議事

(1) ジャパンサーチの連携方針の策定について

○高野座長 高野です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の(1) ジャパンサーチの連携方針（案）についてです。事務局より説明をお願い

します。

○事務局 「ジャパンサーチのコレクションポリシー（信頼性のあるデータ・機関等との連携方針）（案）」について御説明いたします。資料1を御覧ください。

ジャパンサーチ・アクションプラン2021-2025に、連携方針を具体化し、コレクションポリシーを策定と記載があり、今年5月に持ち回り開催しましたデジタルアーカイブ戦略懇談会第2回にて、ジャパンサーチの中長期達成目標のうち、2025年までのコレクションポリシーの達成目標として、信頼性のあるデータ・機関等との連携方針の策定が採択されました。

現状のジャパンサーチの連携方針は、令和2年8月開催の第4回デジタルアーカイブジャパン推進委員会において取りまとめられた「3か年総括報告書」にて記載のとおりに示されております。

3ページ目以降に、検討会の一部の方々にヒアリングをさせていただきながら事務局にて検討したコレクションポリシー（案）を記載してございます。基本的な考え方、適用範囲、連携対象機関、連携機関のデジタルアーカイブに係る要件、連携手続、ジャパンサーチと連携するアーカイブ機関の役割、連携方針の改訂、問合せ先を全8項目で整理いたしました。基本的に「3か年総括報告書」にて書かれている考え方を踏襲しています。

まず「1 基本的な考え方」につきまして、今の連携方針と同じく、つなぎ役を通じた連携を原則とすること。つなぎ役が明確でない分野（または地域）については、ジャパンサーチとアーカイブ機関の直接的な連携を検討することといたしました。

次に「2 適用範囲」です。本方針の適用範囲は、つなぎ役としてジャパンサーチと連携を行う場合に適用されること。また、つなぎ役経由の団体等については、後ほど御説明します「4 連携機関のデジタルアーカイブに係る要件」のうち（3）から（6）までを準用することにしました。なお、つなぎ役が明確ではない場合の機関とジャパンサーチとの直接連携については、つなぎ役機関との連携を行う場合と同等としました。

「3 連携対象機関」につきまして、ジャパンサーチの連携対象機関及び連携の優先順位について（1）から（3）のように、国・地方自治体のアーカイブ機関等を最優先し、次に国内の法人・団体のアーカイブ機関、最後に外国のアーカイブ機関といたしました。

「4 連携機関のデジタルアーカイブに係る要件」につきまして、ジャパンサーチと連携することができるのは、原則として（1）から（6）の条件を全て満たすデジタルアーカイブ機関とすることを定めました。

「5 連携手続」につきまして、こちらも現状の手続と同様になりますが、連携を希望するアーカイブ機関から御申請いただき、デジタルアーカイブ推進に関する検討会が、本連携方針に基づき総合的に連携可否を判断することといたしました。令和4年2月開催のデジタルアーカイブに関するワーキンググループ第4回にて実務者検討委員会の承認を経て連携するとしていたところ、実務者委員会の後継会議体となります本検討会にて連携可否の判断をすることとしております。

「6 ジャパンサーチと連携するアーカイブ機関の役割」につきまして、ジャパンサーチと連携する機関に求める事柄を（1）から（5）にまとめさせていただきました。（1）から（3）につきましては、登録したメタデータの設定についてで（4）（5）につきましてはコンテンツの管理・維持について書かせていただきました。

7は、今回策定する連携方針は今後改訂する場合があること。

8は、お問合せとして国立国会図書館様の連絡先を書かせていただきました。

事務局からの説明は以上になります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、コメント等がございましたらお願ひいたします。

大向さん、どうぞ。

○大向構成員 東京大学の大向です。

コレクションポリシーで、つなぎ役との連携がメインであるということを示されていて、それでカバーできないところは直接という話があるわけですけれども、ここまで流れを見ると、後でつなぎ役らしき役割に相当するものがしていくべきケースがあり、直接連携をした後でつなぎ役が出てくる場合に、可能であれば、つなぎ役につなぎ替えていただくようなフローも想定するのがよいのかなと思いました。この辺りはポリシーで書くべきなのか分かりませんけれども、どのようにお考えでしょうか。

○高野座長 事務局、お願ひします。

○事務局 つなぎ役をより一層醸成していく働きかけが必要という御意見と理解しております。いただいた御指摘については、事務局で相談させていただければと思っております。

○高野座長 今のお話は、つなぎ役の育て方みたいなものかもしれないですね。先行的に一組織がやっているところを取つかかりとして、その分野をもう少し広くつなぎ役に育っていくというような話かと思います。

松本さん、お願ひします。

○松本構成員 松本です。よろしくお願ひします。

全体的なところについてのコメントなのですけれども、「信頼性のあるデータ・機関等」ということが今回のコレクションポリシー（案）の大きなタイトルになっているのですが、一つ、私が個人的に危惧していることで、ここにコンテンツという言葉はいろいろ出てきているのですが、原資料の取扱いについてあまり触れられていない印象があります。ボーンデジタルの最近のものについては、また別途、議論が必要だと思うのですが、例えば紙や物などの物理的な実体を持つものについて、デジタル化をしたがために原本を廃棄してしまうようなことがあると将来的に検証ができないようなことが出てくると思いますので、信頼性のあるデータであるとか（信頼性のある）機関として、やはり原資料をきちんと保管して維持している機関というものが優先されるべきだというのが一つの意見です。

それともう一つが、このコレクションポリシーの「3 連携対象機関」に触れられてい

ることなのですが、国や地方自治体の（1）以外の（2）、もしくは（3）に挙げられているものも含め、民間のアーカイブ等をどういうふうに捉えるかという問題があると思います。やはりここは何かしらルールといいますか、法的な根拠が必要ではないかと思っています。それは透明性を確保する意味で、基準を明確にする意味でもそう思うのですが、例えば公益財団法人化されている民間のアーカイブであるとか、最近は株式会社も博物館法の改正で博物館を持てるようになったと思いますので、そのような機関であるとか、もしくは研究機関であれば例えば科研費の応募資格のある研究機関というものがきちんとリストアップされていますので、そういった何かしら組織としての裏づけが必要かなというのが一点。

それともう一点は、とはいっても民間企業等ですと、そのような専門機関を持つというのがなかなか難しいという場合もあると思いますので、その場合にはその人材の専門性のようなものをよりどころにするのも一つの方法ではないかと思います。例えば意思決定者に学芸員資格を持っている人物がきちんといふかどうか、もしくは認証アーキビストを持った方がきちんとハンドリングされているかとか、そういった人材の資格等もしくは組織の制度上の立ち位置によって、この（2）に相当する民間のアーカイブの整理をするのが良いのではないかと思います。

以上です。

○高野座長 重要なポイントだと思います。

事務局から何かありますか。

○事務局 御指摘ありがとうございます。

いただいた点も踏まえて、一度、持ち帰りで検討させていただければと思います。

○高野座長 この会自身が内閣府という政府の真ん中の公的なところが運営している委員会ですので、そこが文言として厳しめのルールをずっと列挙するということについて少し私は危惧するところです。多分、この委員会の判断に任せるというようなところが最後、落としどころとして入れられていると思うのですけれども、その審査について、内規といいますか、こういう条件に見合ったらオーケーを出しましようというような形で、申し合せとして、今、おっしゃっていただいたような具体的なルールを持っていることはとても重要だと思います。個人的な感想でした。

生貝さん、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございます。

丁寧におまとめをいただきありがとうございます。

2点ほどテクニカルな、念のためのコメントなのですけれども、1点目は、4ページ目のポリシー4の（4）のところです。これは民間の様々な、広くウェブ上のコンテンツサービスとの兼ね合いをどうするかというところで、もしかするとコンテンツ販売のほかに、広告による収入を目的としているですかとか、広告の部分をどのように扱うかというのは少し考える余地があるかなと思ったのが1点目でございます。

それから、2点目の6の(2)のところでございます。こちらは（著作物性のあるものはCC BY）としていただいているところ、やはり今までの運用上も、原則はできる限りメタデータはCC0が望ましいかということはあるかと思いますので、例えば原則はCC0として、そして、括弧の中は著作物性があるのだと、特段の理由がある場合はCC BYも認め得るといったような、原則と例外を少し書き分けておくと著作物性がありそうだとみなし縛りになってしまふことに、必ずしもならなくてよいのかなという感触を持ちました。

以上です。

○高野座長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

まず広告の点に関しましては、この前の会議体となりますデジタルアーカイブに関するワーキンググループ、ジャパンサーチワーキンググループの令和4年2月の第4回の中で、同じように、広告等の御指摘というものは一回いただいたおります。現状の文案としましては、4の項目の(3)の「ログイン等の手続なしでコンテンツを閲覧に供していること」を書かせていただいておりまして、この「等」の中に、いわゆる広告を見ないとコンテンツを見られないものを含めて読むという形でいかがかなと考えてございます。

2つ目の御指摘の6の項目の点に関しましては、いただいた御意見を基に検討させていただければと思います。

○生員構成員 ありがとうございます。前回の検討会のことも、特に1点目については、見ないと見られないだけではなくて、まさにいろいろなところに広告を貼って、そっちの収益が大きな目的になっているのかをどう扱うか、一応改めて、どこかで考えておけてよいかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○高野座長 どうもありがとうございます。

○事務局 すみません。事務局から追加で。

今のように、広告の扱いは過去、そのような扱いを整理していたところは事実としてあることを踏まえつつですけれども、この会議体は新しく今回、こうした形でコレクションポリシーを定めるものですので、それぞれの先生方からの御知見もぜひ御共有いただき、その上で判断する形としたいと考えてございます。ほかの先生方も含めて御意見をいただければありがたく存じます。

よろしくお願いします。

○高野座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきます。今日いろいろいただいた意見、あるいはこの後、コメントをいろいろ思いつかれる方もおられると思うのですけれども、事務局等にお寄せいただければ、それを今後の議論に反映、修正案に反映させていただければと思います。一応、どういう文案にするかということについては座長に一任いただけると助かりま

す。

杉本さん、どうぞ。

○杉本構成員 先ほど松本構成員からのお話で、原本の保存も含めて考えておかないといけないというお話があつて、それは確かにそうだなと思うのですが、その一方で、原本がはっきりしないものだけれど、デジタルで残してあるもの、例えば無形文化財のようなものを考えると、原本が残らない類のものになるのかなと思うのです。

6番の（5）のところで「合理的な理由なくデジタルアーカイブの運用を停止しない」という文言があり、これは非常に大事なことだと思うのですが、ジャパンサーチの立場からすると、デジタルなコンテンツは長持ちさせてくださいということまで、それ以上のことは要件とはしていないと思います。他方、信頼性という話をしたときに、本当にもともとの、例えば物理的なものだとか、あるいは無形物も含めて考えた場合、そこを突き詰めた議論はかなり難しいと思うのです。

また、ミュージアム、ライブラリー、アーカイブズで保存の仕方というものはかなり違うと思いますので、それを押しなべて何かルールを決めるということではあまり無理はしたくないなと思うのです。ですから、ボーンデジタルのことはもちろん問題ではあるのですけれども、ボーンデジタルでないものに対して、現物の保存を求めるかに関しては、やはりいろいろなケースがあるので、それも含めて議論していただきたいなと思います。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございます。

細井さん、お願いします。

○細井構成員 質問というか、まだ明確には決め切れにくい話なのかなとは思うのですが、4番の（5）に係る点で気になるところがございます。今、私のほうで注目して見ているメディア芸術の分野になるのですけれども、そこでは、例えば漫画とかアニメーションでは業界の人も含めたアーカイブの機構みたいなものができてきてはいるのですけれども、つなぎ役を考えたときにそういう機構がすぐ想定されるわけなのですが、ゲームの分野ではまだそういう機構が見ておらず、かなり各主体がばらばらに取り組んでいるというような状況になっています。その中で特に最近、企業さんが頑張って、社内の資料をアーカイブ化するという動きが大分目立ってきたなと見ていまして、インターネット上でもスクウェア・エニックスさんとかバンダイナムコさんの活動が見える状況になってきていると思うのですが、そういうようなものがなかなか適正なつなぎ役という形で取りまとめる形のところにならなかつた場合、単体のアーカイブ、企業資料アーカイブみたいな形として出てきた場合、4の（5）を見ると「専ら特定の法人・団体・個人等の宣伝を目的としていないこと」があるのですが、それは多分、そういうふうに宣伝したいとか決して書かないとは思うのですけれども、客観的に見てそういうものが特定の個人・企業体の商品とか資料体の塊であることが事実ですから、そういう辺りを判断するというのはどんな感じになるのかなというところが疑問として、質問としてあります。

○高野座長 事務局、ありますでしょうか。

○事務局 大変難しい問題かと思っております。事務局としても大変悩ましいところなのですけれども、現状、満たせる項目として（1）から（6）を挙げさせていただいた上で、アーカイブの申請や連携希望が来たときに、今まさにここにいらっしゃる検討会の皆様にお諮りをした上で決めるという中で、「5 連携手続」の（2）で「本方針に基づき総合的に連携可否を判断する」ということで書かせていただいております。連携に関しては一つ一つ見ていただくことが現実的と思っております。

○高野座長 先ほどの杉本さんのお話も通ずるところはあると思うのですけれども、分野、あるいは博物館なのか、美術館なのか、企業資料館なのかという立ち位置によって随分違うと思うのです。それらを一律にこういうところでルールをばしっと決めて、企業美術館は一切入らないようなルールにしてしまうのはとても残念なので、そういうところも手を挙げるし、トライもできる。それで、ここの委員会がせっかくいろいろな分野の人、いろいろなアイデンティティーをお持ちの方々の集まりなので、この分野ではこれが非常に重要なとか、この分野は今、育てなければいけない分野だから、ぜひこれを突破口にして、最初は1社かもしれないけれども、2社、3社と集まってくれればその分野のアーカイブというふうに見えるようになるのではないか。そういうような議論がここでできるととてもよいかなど。

そういうことができる方々にお集まりいただいているという私どもの認識なのですけれども、ぜひ長い目で、ルールとしてはこのぐらい決めておいて、ルールを決めるとこれが公開されてしまいますので、そんな堅い話しか駄目なのだというふうにしてみんなが尻込みして全く話もしてこないというのは大変残念なので、細井さんがおっしゃったようなことは、ここへ飛び込んでくるようなルールというものを、少し文言を見直していければというふうに思います。

最後、松本さん、もう一度、お願いします。

○松本構成員 すみません。ありがとうございます。

先ほどの杉本先生からの御指摘を踏まえまして、確かに先生がおっしゃるとおりで、デジタルデータを優先的に長く保存していくことも重要だと思いますし、無形文化財など、私の指摘に当たはまらないものも、いろいろあると承知しております。一方で、なぜ、私が物理的な資料に関して原本の重要性を申し上げたかというと、一つは最近、生成系の技術などが出てきましたので、偽文書、偽のデータを幾らでも技術的に作れてしまうわけです。人間が追いつかないスピードでそういうものが作られたときに、やはり信頼性のあるデータをどう保証するか。それについてまたオーセンティフィケーションなどの技術は出てくるのでしょうかけれども、コストがかかりますし、そういうこともあって原資料の重要性というものを挙げさせていただきました。

あとは、例えば画像も、15年前ならHDで十分だったかもしれないけれども、今なら1億画素で（より高精細に撮影し直さないと画質が実用に耐えない）とか、恐らく将来的に

は文化財保存学的な情報といったものも何かメタデータとして載ってきたり分析対象になるデジタルのスキャンが出てくると思うので、やはり何度もデジタル化をしないと原資料の持つ本当の意味合いは保存できないのかなと思うので、そういう意味合いで物理的な実体のあるものに関してはやはり物理的な資料もきちんと保存した上でデジタルアーカイブをすべきだというのが私の意見です。

ありがとうございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

やはり地域の資料館などでデジタル化して、ジャパンサーチにもつないだから、原資料は処分しても構わないなどという話は聞こえてきました。それが大問題だとおっしゃっている美術館会の重鎮の方とも、この間、ある会議で御一緒しました。そんなに脅威になるほどまだ進んでいませんというお話はしたのですが、確かに将来的には大きな、そこについて考えていかなければいけないポイントになると思います。

それでは、今日はいろいろ忌憚ない御意見をいただきましたので、それを事務局等と議論しまして、また文案を練って皆様にお諮りしたいと思っています。よろしくお願ひします。

それでは、次の議題に移ります。

(2) デジタルアーカイブの構築のための窓口の創設について

○高野座長 「(2) デジタルアーカイブの構築のための窓口の創設について」です。事務局、お願いします。

○事務局 資料を投映いたします。資料2を御確認ください。

ジャパンサーチ・アクションプラン2021-2025にデジタルアーカイブの構築・連携相談窓口を開設という記載があり、また、デジタルアーカイブ戦略懇談会第2回で採択されたジャパンサーチ達成目標のうち、相談窓口の創設と運用について、2025年までに簡易な窓口の創設を目指すとされています。

窓口方針（案）をお示しいたします。本窓口は、デジタル化・アーカイブ化などの立ち上げ・準備・構築・運用等の段階の相談を主に想定しています。当面の間、原則としてアーカイブにお取り組みされる機関からの質問を受けることを想定しています。

運用イメージは、こちらを御覧ください。

①、ガイドライン等で回答できる内容や通常のお問合せについては事務局にて回答いたします。

②、事務局で回答できないと判断した内容につきましては本検討会構成員の皆様に回答を依頼させていただきます。どの構成員の方に御依頼すべきかは、内容を踏まえて事務局にて判断の後、御連絡させていただきます。構成員から回答文案をいただきましたら、事務局より質問者に回答いたします。

最初に質問を受理してから一次回答するまでは、5～10営業日を目安に完結することを目指いたします。

③ですが、ほかの機関が読んで役立つと思われる回答については、事務局が検討の上、FAQ案を作成し、本検討会にお諮りいたします。公表時に質問元が推測できないような普遍的な記述に変更した上で、FAQという形でジャパンサーチのサイトに掲出いたします。

窓口（案）につきまして、事務局からは以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして、質問、コメント等がございましたらお願ひします。挙手されても私が見つけ切れていないところがあるみたいなので、声を発していただいて構いません。

○山崎構成員 山崎ですけれども、いいですか。

議事1と議事3の両方で意見を申し上げます。連携方針の5のところでデータの保存とかレベルの御意見があつて、それもある程度は書かなければいけないかなと思うのですけれども、ただ、これは多分、要件として公表されるものだと思うのです。ですから、いろいろ要件のところは厳しい部分を少し緩くしてもいいと思うのですけれども、内規的なものはいずれ作っていったほうがいいのかなと思います。公表するものとは別に、実際に判断するときの材料として、もめたときにこういうものを一つの判断材料にするというものを、公開しなくとも結構ですけれども、作っていくというのは必要なのかなと思いました。

それから、今回のアーカイブの構築の相談窓口については、私は事前の御意見の中では、事務だけではなくて運用というのも入れてくださいとお願いしたところ、入れていただいてありがとうございました。

ちょっと分かりにくいという点があつて、相談を受理してから時間が、大体5営業日から10営業日、大体1週間ということで、一次回答を行うというふうに書いていますけれども、この一次回答というものはどういう意味なのか。つまり、受け付けましたというものを返答するものなのか。それとも、そうではなくて、全体の回答をある程度行うものなのか。これは多分、読んだ人は分からないと思うのです。だから、一旦受け付けましたで返信する。それから、例えばある一定の期間を置いて回答を構成員も含めてつくってお返事するというものなのか。ここははっきり書いたほうがいいのかなというふうに思いましたので、一応お話ししておきます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

事務局、ございますか。

○事務局 ありがとうございます。

一次回答なので、御質問を受け付けましたということも含める意図で書いてございますが、なるべく5営業日から10営業日以内に収まる形で対応させていただければと思っております。

○山崎構成員 だから、この一次回答の意味です。受付なのか、一定の回答を行うのかということをもう少し分かりやすく書いたほうがいいのかなと思うのです。受付回答なのか。その違いです。

この意味は多分、一定の回答をされるという意味なのでしょうか。それであれば、5営業日は当然1週間とかかかるわけですけれども、受付回答というものは大体1日ぐらいで返信しますね。だから、この一次回答というものは誤解を招かないかなと思っただけなのです。

○事務局 御指摘の意図について承知いたしました。局内でまた整理して確認いたします。

○山崎構成員 そこは表現を変えていただければもっと分かりやすいかなと思います。

○高野座長 さっき、こういうところにヒアリングというか、アンケートなどを送り返してもいいわけですね。原資料はデジタル化した後、これは捨てたりしないですねとか、何年ぐらいは取っておくつもりがありますねとか、何かそういう、こちらが追加で聞きたいようなことをフィードバックして最終的な判断につなげるというようなさばきがあつてもいいかもしねですね。

杉本さん、どうぞ。

○杉本構成員 問い合わせに対する回答を蓄積していく必要があると思うのです。蓄積が求められるようになる時間軸が入ってくることになるのですが、そのときに、いわばジャパンサーチのヘッドクオーターと呼べるものはできないのだろうかと思います。他方、現在の仕組みでは内閣府知財事務局、国立国会図書館というものが窓口になっていて、それで背後に検討会というものがあって、必要に応じて検討会を使いますという、そのフロー自身はごく自然なものだと思うのですが、外から見たときに、ジャパンサーチはどこにあるのだろうと直感的に分からなくなってしまうところがあるのです。

これはすぐに解決すべき問題ではないとは思うのですが、長期間のサービスを含めて考えたときに、サービスを支えていく組織の必要性を感じます。このフローを見ていて感じたことがそれだったのです。例えば図書館のレファレンスサービス的なことをやっていくとしても、そういう組織が必要なのだろうなという、これは、質問ではなく、コメントです。

○高野座長 どうもありがとうございます。

今日の最後に、多少時間の余裕があれば、そういった話題、今後の体制も含めて、どういうふうにしていくのが可能か、理想的かという話を伺おうというふうに思っていますので、またそのときに御意見をいただければと思います。

数藤さん、お願いします。

○数藤構成員 この相談窓口の件は、悩めるアーカイブ機関にとって非常に有益なお話かと思いつつ、根本的に気になった点もありますので、短く4点に分けてコメントいたします。

まず1点目は、そもそも検討会のメンバーが実働をすることの当否です。当検討会のメ

ンバーは政策等を検討するために呼ばれた認識でおりましたところ、この資料では個別に回答の起案まですることになっており、そうなると、いつの間にか実働にシフトしているようにも思われます。もちろん、デジタルアーカイブの振興のためにお力添えしたいのは当然として、この窓口がどうあるべきかという「べき論」としては、有識者にヒアリングをしつつも、文案の作成主体はあくまで事務局という形を取るべきではないかと考えております。

2点目は、この実働との関係で、回答の責任は誰が負っているのかが気になっています。つまり、構成員個人の責任で記名して回答するのか。それとも、事務局が責任を持つ形に変えて回答するのか。また、構成員は団体所属の方も多いので、そういう場合、団体として責任を持つ形での回答にはならないと思うので、一私人としての回答になるのか等の点が考えられます。もし個人が責任を負うのであれば、例えば私の関わっている法律問題になってくると、自ら詳しくヒアリングしないと責任を持って結論を出せない問い合わせもあり得ますので、運用上はこういう点もクリアしなければならないのかなと思います。

3点目は、今の責任の話との関係で、質問に対してどこまで政府の窓口として踏み込んだ回答ができるのかも気になっています。検討会メンバーに問い合わせが来るのはそれなりに難しい質問だと思いますが、そうなると、政府の窓口が出す回答として個別具体的に答えるのはやや難しい面もあるのではないか。例えば法律分野では、個々の資料がパブリックドメインになっているかという問い合わせや、個々の複製・配信形態が著作権法上の権利制限規定を満たすのかといった問い合わせに政府として回答するとすれば、「一般論としてはこうなるけれども、個別には専門家に相談をしてほしい」といったような玉虫色の回答になるおそれもあります。そのため、相談者の方との期待値の調整などが必要になってくるのかなと思います。

最後、4点目。これは一步引いて、全体のリソースの話です。本来、知財本部も含めた政府としては、法制度や予算も含めたマクロな政策の検討に注力するのが本筋なのかなと私としては認識していますので、本件のようなややミクロな相談の対応に、限られた事務局のリソースをどこまで割いていくべきかという点は今後、定期的に振り返って検証されるとよろしいかと思います。

長くなりましたが、以上です。

○高野座長 事務局、どうでしょう。

○事務局 御指摘と御意見ありがとうございます。

まず1点目の、ヒアリングをさせていただく形にするかどうかということに関しては、御意見は承知いたしました。事務局で改めて形を考えて御提案させていただければと思います。

2点目なのですけれども、構成員の方にヒアリングするなり、回答を依頼するなり、どちらにしたとしても、事務局の責任で回答者に回答することを想定してございまして、個別の方のお名前で回答するよりも、事務局として精査した上で事務局としてお答えすると

いう想定で考えてございます。

3点目、行政としてどこまで踏み込んだ回答をするかどうかという点ですが、御指摘のとおり、例えば法律相談であるとか、あるいはお勧めの設備とか機材のレコメンドみたいなことを行政の立場からお答えすることは難しいので、あらかじめお問合せする方が読める、分かりやすい場所に、こういった御質問に関してはお答えできかねる場合がございますといったようなアナウンスを書くように工夫等をできればと考えてございます。

4点目に関しては、長期的にまた皆様で議論いただく点と存じます。

以上です。

○数藤構成員 ありがとうございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

多分、この後もいろいろ個別に事務局からヒアリングしたりしながら最終的な文案をまとめていくということになろうかと思います。その辺りの進め方については座長に一任していただければと思います。よろしくお願ひします。

生貝さん、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございました。簡単に。

こういった取組は、やはり実際に始めてみて、どんな質問や相談が来るかというところでは、やってみないと分からないところがあり、それに応じてかなり柔軟に運用と体制を発展させていく必要がどうしても出てくるのだろう。一つは、今、同じ法律畠の人間として数藤先生からあったところは同様に感じるところも多く、特に知財本部が法律問題について例えば回答するとなると、かなりオーソリティーのある回答が必要になるというところもあるかと思いますので、質問を受け付けられる分野とそうでない分野というものをある程度お示ししておくといったようなことも一つは考えられるのかなと思いました。

それから、もう一つは、特に本格的な運用や構築というところになってくると、やはり1回のメールのやり取りで済むというよりは、継続的な支援やアドバイスというものが必要になる場合というのがあるのだろう。そうしたときに、既に政府内でも、デジタル庁のオープンデータ伝道師ですとか、総務省の地域情報化アドバイザー。後者のほうは山崎先生もアドバイザーをやられていると認識していますけれども、これはまさに地域資料のデジタル化とアーカイブ化に関わる取組への対応というのも案件としてあるかというふうに認識しておりますところ、そういう窓口に必要に応じておつなぎするですか、そういう連携といったようなことも考慮する余地というものは出てくるでしょうし、また、必ずしもこの検討会のメンバーというところにだけは限らない人材プールの在り方といったようなところも行く行く考えていくことがよいのだろうなというふうに感じました。

以上でございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。事務局、よろしくお願ひします。

(3) その他 ジャパンサーチ・アクションプランのアンケート結果について

それでは、時間も大分進んできましたので、最後の議題です。

まず「ジャパンサーチ・アクションプランのアンケート結果について」ということで、事務局よりお願いします。

○国立国会図書館 小林司書 はい。こちらは国立国会図書館から御報告させていただきます。

○国立国会図書館 小林司書 国立国会図書館の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ジャパンサーチ・アクションプランでは毎年、その進捗状況の確認のためということで、連携機関にアンケートを実施するように定められております。

今回御報告しますのは、令和5年度の進捗を確認するためのアンケートになります。令和4年度に引き続いてアンケートを実施し、結果を取りまとめました。簡単に内容を御報告させていただきます。

今回は24機関から御回答をいただいております。前回同様、今回も5つの重点アクション。これは、1番目がキュレーション活動の推進、2つ目が広報の強化、3つ目が関連する知識と経験の共有、4つ目が二次利用条件の整備・オープン化の推進、また、5つ目に地域アーカイブとの連携拡充という5つの重点アクションを定めておりまして、それについて、各連携機関が取組を行っているかどうか回答してもらいました。

結果は、2ページ目以降のグラフを参照していただければと思います。

概況だけの説明で恐縮なのですけれども、6ページ目。こちらは二次利用条件・オープン化ということになりますけれども、取組中の機関が24機関中18機関。

それから、7ページ目、地域アーカイブとの連携。こちらは「地域アーカイブ」と書いてありますけれども、細かい質問項目にコンテンツの拡充ということが含まれております。こちらは24機関中22機関が取組中ということで、皆さん、非常に積極的にこの辺りは取組をしていただいている様子がうかがえます。

一方で、資料が戻りまして、2ページ目のキュレーション。こちらは取組中のオレンジ色を見ていただきますと8機関。

それから、ちょっと飛んで5ページ目、知識と経験の共有というところですけれども、こちらもグラフのオレンジ色ですけれども、11機関ということで、24機関中半分の機関にとどまっている状況になります。

今、申し上げたこの傾向というものは令和4年度のアンケート結果でも見られたものになります。私どもとしては、デジタルアーカイブの取組を持続的なものにしていくためにはキュレーション等で活発に利活用されるということが大事かなと思っておりますし、デジタルアーカイブに係る知識と経験の横展開といいますか、共有がポイントになるのかなと思っております。これらの点にあまり取組が思うように進んでいないという点については、また機会を捉えて我々のほうでも連携機関の方々と共有していきたいと考えております。

す。

今回のアンケート結果について、連携機関同士の情報共有の一環といたしまして、特に今、御紹介を具体的にはする時間はないのですけれども、取組事例というものもこのアンケートのグラフの下のほうに書いてございます。こちらは、取組事例の共有のために、近日中にジャパンサーチ上で公開させていただきたいというふうに考えております。御了承いただければと思います。

御報告については以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告について、コメント、御質問等はございますでしょうか。

よろしければ、次の「デジタルアーカイブフェス2024及びデジタルアーカイブジャパン・アワード2024のご報告」をお願いします。

(3) その他 デジタルアーカイブフェス2024及びデジタルアーカイブジャパン・アワード2024のご報告

○事務局 報告させていただきます。

8月26日に、オンラインにて「デジタルアーカイブフェス2024～活用最前線！～」を開催させていただきました。

第1部では、デジタルアーカイブの創造力をテーマとし、直木賞作家の永井紗耶子先生による基調講演、検討会座長の高野先生との対談、デジタルアーカイブジャパン・アワード2024の表彰を行いました。

第2部では、デジタルアーカイブを活用した産業界における観光振興とコンテンツ制作を、第3部では、ジャパンサーチ連携機関から連携・活用事例を御報告いただきました。

デジタルアーカイブジャパン・アワード2024につきましては、今年から表彰する対象はジャパンサーチの連携機関に限らず、デジタルアーカイブに取り組む機関または活用者といったしました。

こちらのジャパンサーチのサイトにて既に公表をさせていただいてございます。関西大学様の関西大学デジタルアーカイブ、東京大学デジタルアーカイブズ構築事業様の東京大学デジタルアーカイブポータル、国立歴史民俗博物館・東京大学地震研究所・京都大学古地震研究会様のみんなで翻刻、福井県文書館・福井県立図書館・福井県ふるさと文学館様のデジタルアーカイブ福井、栃木県様のとちぎデジタルミュージアム“SHUGYOKU”（珠玉）、国立映画アーカイブ様の合計6機関を顕彰いたしました。選考に関わってくださいました構成員の皆様、そして、選考委員長の大向先生、ありがとうございました。

デジタルアーカイブフェスの参加者は487人でした。このうち143人がアンケートに答えてくださいまして、満足、どちらかといえば満足が全体の96.6%に上り、大変満足度

の高い結果となりました。

事務局からは以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問、コメント等はございますでしょうか。

よろしければ、最後の議題です。

(3) その他 次期デジタルアーカイブ推進の方向性について

○高野座長 次は「次期デジタルアーカイブ推進の方向性について」です。当検討会で次の重要な話題になるとを考えているのですけれども、2026年度以降、どういうふうにやっていくのかという、以降の推進計画を立てていくというのが、この会の重要なミッションだと考えています。それに対して上位の親会の戦略懇談会では2つの理念が示されていて、一つは、ジャパンサーチを基軸としてデジタルアーカイブの拡充・利活用の促進に取り組むこと。もう一つは、ジャパンサーチの戦略方針を示しているようなデジタルアーカイブの3つの価値と言っていましたけれども、それを最大化していくような活動、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだような社会を作る。その2つのことを理念として掲げているのですけれども、それを達成するにはどういうふうに進めていったらいいのかというのを次回の検討会で議論していきたいと考えています。

まず、その議論をどういうふうに進めていったらいいのかについて、目次も何もないのですけれども、皆さんのいろいろな考え方があればここでお伺いして、それを集約するような形で次回、第4回の検討会の議題をつくっていかなければと考えておりますので、ある種、フリーなディスカッションではあるのですが、皆様のいろいろな御意見をお聞かせいただければというふうに思います。どなたからでも結構です。

山崎さん、お願いします。

○山崎構成員 ありがとうございます。

恐らく、ジャパンサーチにしても、デジタルアーカイブを進展するという2つにしても、つなぎ役というものを増やしていくかななければならないだろう。やはり身近な施設・地域であれば、そういうところが参加していることは、エリアの住民とか関係団体にとって重要なことなのですけれども、今のところ、参加申請というところの能動的なものがなかなか得にくい感もある。つまり、実際にやるにしても、ジャパンサーチにしても、参加申請が前提になっているわけですね。そうすると、やってはいるのだけれども、ここでのジャパンサーチに敷居が高い機関、図書館などもあるのです。

そういう場合にどうするかという問題があつて、最初のところに出ているものも参加申請が前提になっているではないですか。だから、多少、そこは何かの活動が必要だと思うのです。呼びかけとか、今までも若干はそういうことをきていましたので、そうしないとだんだん厳しくなっていく。ジャパンサーチみたいに、関心のあるところだけになつ

てしまいかねないので、そこだけ、進めていくための何らかの方策というのもも考えていったほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございます。

頭出しとして忘れてはいけないものを忘れていました。これまでジャパンサーチやヨーロピアナを追いかけるというような形で、どちらかというと、Cultural heritageとか、少しそれを超えるようなものはあると思うのですけれども、中核にはそういうものを、そのスコープを意識しながら展開してきました。この内閣府の事務局が扱っているものとしては、もう一つ、クールジャパン的なものですか。少し商用コンテンツとか、まだ著作権が生きているものも含めたもの、あるいは今、ビジネスにはなっているけれども、その少し前の歴史の部分はデジタルアーカイブで共有しても構わないというようなものがあります。そういう分野について広げていったらいいのではないかという意見もたくさんいただいているのですけれども、現状はそこになかなか手が出ないという状況です。その辺の、のりを越える方法とか、別に構えたほうがいいのかもしれないのですけれども、そういうところについてのアイデアや御意見をいただければ幸いです。

どうでしょう。

植野さん、お願いします。

○植野構成員 ありがとうございます。

まさに、今、先生がお話ししてくださったことを第1部で伺いたいなと思っていたのですけれども、今、ジャパンサーチでお話しされているのは予算を持って事業をしていらっしゃる方が大半で、そういう団体ではないとジャパンサーチで役立てないとか入れないみたいなところでいくと、そもそも、先ほど細井先生がおっしゃっていたゲームのお話もそうですし、アニメも決して、漫画・アニメというところで、今、文化庁とか皆さんのはうで御検討されているのは所蔵機関ベースであって、コンテンツホルダーで実際に物を持っている人たちの集約体でお話をされているわけではないという認識なのです。

そういう一方で、今、私のほうでアニメ大全というデータベースをやっておりますが、アニメ大全の中には、原作がゲームであるもの、漫画であるもの、小説であるもの、絵本であるものという、非常にマルチになっているのと、脚本、音楽というような、そういう関わりのあるアニメをなしているものがメタ項目となり、実はその中に一部コンテンツが入っているというような状態のデータベースになっています。その中で、コンテンツ、データベース、メタデータという、今、皆さんで定義されているものの中になかなか収まらないなという認識を持ちつつ、一方で、アーメージという会社で運営はしておりますが、基本的には日本動画協会と連携したプロジェクトで進めておりますので、そういう協会に参加されているアニメ業界の方々の御意見を集約しつつ、御協力を得つつ、それから、世の中に流通している情報がどういうものであるかの調査をしつつ進めているものなので、皆さんから考えたときに、そういうものはジャパンサーチでどういうふうに位置づけられ

るものなのかを一つ聞きたかった。

もう一つ、今から育てなければいけないデジタルアーカイブと、アニメはリアルと映像とデジタルというものは混成になっているので、それらのコンテンツをどう扱っていくかということで、権利関係の問題も含めて、ジャパンサーチという機構とどういった機能とどう向き合っていくのかなという辺りも今後育てていって、新たにクールジャパンみたいなお話を推進されていましたけれども、そこら辺で連携していく、例えばモデルアーカイブみたいなところとかデータベースみたいなことをこのチームでやることが可能なかどうなのかも含めてお伺いしたいなと思います。

すみません。話があっちこっちに行きましたけれども、まずは以上です。

○高野座長 今の質問になかなか回答できる人はいないと思います。皆様の興味・論点を出していただければと思います。

大向さん、お願ひします。

○大向構成員 大向です。

次回までの頭出しという意味かもしれませんけれども、今のお話も含めて、今のジャパンサーチが一体どういう連携関係にあるのか地図みたいなものが作れたらいいのかなと思いました。既につなぎ役のリストは事前に資料として送っていますけれども、では、そのつなぎ役がどことつながっているのか、あるいは直接連携は今、どことやっているのか。そういうものがあると、まだ足りない部分を見つけていくという作業にも行けると思いますし、先ほど最初に申し上げましたけれども、直接のところをつなぎ役につなぎ替えるべき場所はどこなのかとか、そういう具体的なアクションが少しでも思い浮かぶためにも、何かそういう共通の見取り図などができるといいなと。

すみません。願望を含めてですけれども、以上です。

○高野座長 事務局に頑張っていただいてという。なかなかさらっと書けるものではないと思うのですけれども、よろしくお願ひします。

植野さんの論点、今のお話もあれですけれども、ビジネスになっているものと、今、商材として商取引にも使われているし、コマーシャルの対象になるというものと、それから、枯れてしまって、商品としての価値は大体なくなったのかもしれないけれども、記録としては重要だったり、今、売れているものとそれらの関連性を示すことによって両者の理解が深まるこもきっとあると思うのです。書籍なども、本屋さんで新刊書を売っているのだけれども、旧刊書とつながらなかつたら面白くないし、この著者は誰なのか、あるいはそこで語られている人の書いた本が国会図書館で見つかるということはとても重要なことなわけで、いっとき商品であってもそうでない形になっていくというのが自然な流れだとすると、そこをうまくつないでいくというのは何かデジタルアーカイブに託された一つの使命かなという気もいたします。

それでは、後藤さん、お願ひします。

○後藤構成員 ありがとうございます。

まず一つは確認なのですけれども、まず確認のほうは、議論としてやるときに大きな、前のときはデジタルアーカイブを日常にするみたいな理念の話を結構いろいろやったと思うのですけれども、そういう理念の話に加えて、さっきにもちらっとあったと思うのですが、例えばどういう体制にしていきましょうかみたいな話も今、ちらっと出たと思うのですけれども、その辺りについてはどこまでを議論のスコープにしておくのか事前に共有できればいいかなと思ったというのが一つ。

あと、今のいろいろなコンテンツをつくっている人たちの話を聞くというのもありましたけれども、これの一つ前の会議のときなどは、こういうふうに使っているのだという人たちの話はいっぱいゲストを呼んで聞いていたなというのを思い出したのです。あれはそのときのデジタルアーカイブをどう作っていくかという問題ですごくよかったです。そういう、特にユーザー側です。それも、これまでとはちょっと違うようなタイプの、夢物語を半分しゃべっているという理解でしゃべっていますけれども、その上でそういう、本当にアニメとか、そういうものも含めたようなコンテンツのデジタルアーカイブとかを使っているユーザーの御意見とかを聞けるような、そういうふうにすると結構、次の展開にむしろつながるのかなという気はします。

やはり、このデジタルアーカイブの最初の会議のときから、いかに使う人の目線に立つかということはずっと前提となっていたと思うので、またそういうことは、最近やっていないかもしれないなと思ったので、何かそういうものができるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○高野座長 重要ポイントですね。どうもありがとうございます。

杉本さん、どうでしょうか。

○杉本構成員 ヨーロピアナだとヘッドクオーターがはっきりしていて、どこでやっているかということはよく分かります。世界にある同様なサービスの規模も色々でそれを支える組織もいろいろかとは思うのですけれども、ジャパンサーチにおいても何かサービスに責任を持つ組織が明確化されているといいなとは思っております。

コンテンツに関してはとにかく、いろいろなところでいろいろなことをやっているという理解の下に伝統的な、いわゆるCultural heritageに限らず集めていきましょうね、そしてそれをつないでいきましょうねという基本スタンスでいいと思うのです。あとは、コンテンツを持っておられる側にいろいろな御事情はあるでしょうから、それにできるだけ合わせられればいいのではないかと割と緩く考えております。

以上です。

○高野座長 ありがとうございました。

事務局からございますでしょうか。

一、閉会

○事務局 時間も来てまいりましたので、本日はよろしければこれで。ありがとうございました。

本日いただいた御意見については、速やかに検討しまして、高野座長と相談の上、連携方針及び窓口の設置について公表の手続等を進めさせていただければと思います。

また、次回の検討会につきましては、2025年年明け開催を目安としたスケジュール感で進めさせていただければと思っておりますので、改めて御連絡いたします。

事務局からは以上です。ありがとうございます。

○高野座長 今日は活発な御意見をありがとうございました。ぜひ次回の議論につなげていければと思います。

今日はこれで失礼いたします。どうもありがとうございました。

以上